

年 企 発 0 4 1 4 第 3 号  
令 和 2 年 4 月 1 4 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金基金における滞納処分の取扱いに  
ついて

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点とともに、現下の経済社会情勢、業務の喫緊の優先度等を踏まえ、厚生年金基金の掛金等については、当面の間、原則として、金融機関等への財産調査や財産の差押等の滞納処分を停止して差し支えないので、適切な対応をお願いします。